

第18号議案

文京区立図書館処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月28日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第六号

文京区立図書館処務規則の一部を改正する規則

文京区立図書館処務規則（昭和六十三年二月文京区教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「計画担当」を「施設整備担当」に改める。

第六条の表サービス事業係の部二の項中「収集」の下に「（寄附を含む。）」を加え、同部中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り上げ、十の項の前に次の一項を加える。

九 文京区子ども読書活動推進計画に関すること。

第六条の表サービス事業係の部中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、同項の前に次の一項を加える。

十 館の評価に関すること。

第六条の表課務担当主査の部中一の項を次のように改める。

一 館の整備に関すること。

第六条の表課務担当主査の部中二の項を削る。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

文京区立図書館処務規則（昭和六十三年教育委員会規則第七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （係等の設置）</p> <p>第二条 真砂中央図書館（以下「中央館」という。）に次の係及び課務担当主査を置く。</p> <p>管理係 サービス事業係 課務担当主査（<u>施設整備担当</u>）</p> <p>第三条～第五条（略） （所掌事務）</p> <p>第六条 中央館の係及び課務担当主査の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理係 一～九（略）</p> <p>サービス事業係 一（略） 二 <u>図書館資料の収集（寄附を含む。）、整理及び保存に関すること。</u></p> <p>三～四（略） <u>（削除）</u></p>	<p>第一条（略） （係等の設置）</p> <p>第二条 真砂中央図書館（以下「中央館」という。）に次の係及び課務担当主査を置く。</p> <p>管理係 サービス事業係 課務担当主査（<u>計画担当</u>）</p> <p>第三条～第五条（略） （所掌事務）</p> <p>第六条 中央館の係及び課務担当主査の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理係 一～九（略）</p> <p>サービス事業係 一（略） 二 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。</p> <p>三～四（略） <u>五 資料等の寄贈に関すること。</u></p>

2

- 五 障害者に対する図書館サービスに関すること。
- 六 ライブラリーパートナー及びボランティアに関すること。
- 七 区立小学校及び区立中学校の図書館運営の支援に関すること。
- 八 前各号に係る指定管理図書館の事務執行の監理に関すること。
- 九 文京区子ども読書活動推進計画に関すること。
- 十 館の評価に関すること。
- 十一 図書館サービスについての連絡調整に関すること。
- 十二 その他図書館サービスに関すること。

課務担当主査

- 一 館の整備に関すること。

(削除)

第七条～第十一条 (略)

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

- 六 障害者に対する図書館サービスに関すること。
- 七 ライブラリーパートナー及びボランティアに関すること。
- 八 区立小学校及び区立中学校の図書館運営の支援に関すること。
- 九 前各号に係る指定管理図書館の事務執行の監理に関すること。
- (新設)
- (新設)
- 十 図書館サービスについての連絡調整に関すること。
- 十一 その他図書館サービスに関すること。

課務担当主査

- 一 企画、調整及び広報等に関すること。

- 二 館の評価に関すること。

第七条～第十一条 (略)